

浦和競馬場売店使用者募集要項

1 募集の目的

埼玉県浦和競馬組合（以下「組合」という。）は、売店使用者を公募により選定する。

売店使用者は、浦和競馬場の来場者のニーズに合致する飲食の提供や物品の販売を通じ、浦和競馬場の魅力向上に努めるものとする。

2 建物の概要

【広場屋外店舗】

所在地：埼玉県さいたま市南区大谷場 1-8-42 浦和競馬場内

階数：地上 1 階

構造：鉄骨造

延床面積：181.14 m²

【2号スタンド】

所在地：埼玉県さいたま市南区大谷場 1-8-42 浦和競馬場内

階数：地下 1 階・地上 4 階

構造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

延床面積：4323.65 m²

※地下 1 階は業務区域、1 階は一般席、2～4 階は有料・来賓席とする。

3 売店の概要

No.	場所	面積	備考
1	広場屋外店舗	26.32 m ²	ガス使用可 カウンター 1 面
2	2号スタンド 2 階	12.49 m ²	ガス使用不可 (IH 調理器使用可) カウンター 2 面 (コンコース側/有料席側に各 1 面) IH コンロ・冷蔵庫備え付け

※各売店の仕様については別添の資料で確認すること。

4 募集の概要

(1) 募集区分

売店 No.1~2 (各1店舗ずつを募集する。ただし、一事業者が複数店舗に一括で応募することも可とする。)

(2) 使用許可による売店営業

地方自治法第238条の4第7項(行政財産の使用許可)の規定に基づく売店使用許可とする。また、「埼玉県浦和競馬組合の行政財産の使用許可に関する規則」に基づき、使用料を徴収する。

(3) 使用許可の期間

使用許可の期間は令和7年3月31日までとする。ただし、運営状況が良好で、許可内容・条件に違反等がない場合は、諸条件を勘案のうえ使用許可を更新することも可とする。使用許可の期間には店舗等の設置及び撤去に係る期間を含む。

具体的な使用開始時期の詳細は組合と出店者で協議して定める。

(4) 出店場所

詳細は別添の図面を参照。

(5) 使用料(『埼玉県浦和競馬組合の行政財産の使用に関する規則』より抜粋)

No.	月額	日額
1	18,800円	2,400円
2	23,000円	2,710円

※消費税及び地方消費税が変更された場合、上記使用料についても変更する予定である。

5 応募者の資格要件

(1) 事業実績

飲食を提供する売店事業または飲食店事業を過去3年以上継続して行っている者。

(2) その他の参加資格

- ① 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- ② 埼玉県暴力団排除条例に規定する暴力団及びその暴力団員でない者。
- ③ 成年被後見人、被保佐人又は破産者でない者。
- ④ 国税及び地方税を滞納していない者。
- ⑤ 食品衛生法により、営業許可の取消し若しくは営業の禁止処分を受けた者又は営業停止処分を受け、その期間を経過していない者でないこと。
- ⑥ その他売店使用者として不適当と認められる事由がないこと。

6 売店の利用条件等

- (1) 売店は以下の日時に営業することを原則とする。やむを得ず休業する場合は、前々月末日までにその旨を組合に届け出て許可を得ること。また、このほか組合がイベント等により営業を要請した場合は、最大限協力すること。

・令和6年度営業日

No.	営業日	営業日数
1	浦和本場、南関東場外及びJRA 場外開催日	273日
2	浦和本場及び一部のJRA 場外開催日	108日

・令和6年度営業時間（準備及び片付けの時間は含まない。）

開催形態	開門時刻 / 閉門時刻
浦和本場開催	開門 11:30 頃 / 閉門 18:40 頃
南関東場開催（昼間）	開門 10:30 頃 / 閉門 17:30 頃
南関東場外開催（ナイター）	開門 14:00 頃 / 閉門 21:10 頃
JRA 場外開催	開門 9:00 頃 / 閉門 17:00 頃

※開門および閉門時刻は目安であり、実際は開催時期によって異なる

- (2) 浦和競馬場の魅力向上につながるようなメニュー構成とし、組合と協議の上、年1回以上メニューの見直しに努めること。
- (3) 家族連れや女性の来場者数増加につながる工夫（店舗の雰囲気、メニュー、掲示など）をすること。
- (4) 屋号の看板やメニュー表などは売店使用者が作成し、維持管理すること。
なお、メニュー表示については、建物の雰囲気を損なわないものとする。
- (5) 売店使用者は専有部分について、善良な管理者の注意をもって維持管理に努めること。
- (6) 缶・ビン・ペットボトル類の販売は禁止とする。ただし、紙コップ等に移しての販売は認める。
- (7) 売店を使用する権利を他人に譲渡すること、転貸すること、担保に供すること又は営業を委託することは禁止する。ただし、本公募の申請者がフランチャイザー（本部企業）となり、組合と契約を締結した後、自らの責任においてフランチャイジー（加盟店）に運営を行わせることはできるものとする。
- (8) 費用負担については以下のとおりとする。
 - ① 売店の設計、設備、運営及び維持管理、修繕等に係る費用及び売店で使用した光熱水費については、売店使用者の負担とする。
 - ② 電話・インターネット等については売店使用者が通信業者と直接契約するものとする。
 - ③ 売店内の清掃及び売店で発生した廃棄物の処理については売店使用者の負担とする。
 - ④ 組合から既に使用許可を受けている場内の売店事業者が本公募に応募し、売店使用者となり、かつ既存売店を移転しようとする場合、当該移転及び開店に係る費用、その他一切の費用は売店使用者の負担とする。また、既存売店に係る原状回復を行うこと。
 - ⑤ その他定めのない事項については、組合と売店使用者で協議して決めることとする。内容によっては別途費用負担が発生する場合がある。

7 応募手続き

(1) 提出書類及び部数

提出書類	内容	部数	備考
① 参加申込書	様式第1号	1	
② 誓約書	様式第2号	1	
③ 会社概要書	様式第3号	1	
④ 資格・免許等	営業内容に資格・免許等が必要とされる場合には、その資格・免許の写し	1	
⑤ 登記事項証明書	履歴事項全部証明書	1	法人の場合
⑥ 身分証明書	本籍地市区町村が証明する身分証明書	1	個人の場合
⑦ 納税証明書	直近3カ年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税の納税証明書 (個人の場合は上記に相当する書類)	1	
⑧ 財務諸表類	直近3カ年分の貸借対照表・損益計算書の写し(個人の場合は上記に相当する書類)	1	
⑨ 企画提案書	様式第4号	1	

※証明書は提出前3ヶ月以内に発行されたものに限る

(2) 書類作成上の注意

- ・企画提案書はわかりやすく簡潔に記入すること。
- ・パンフレット等の資料を添付する場合は、必要最小限とした上で提出すること。
- ・提出書類は一切返却しない。
- ・書類提出後の追加及び変更は原則として認めない。

(3) 提出期間

- ・①～⑧：令和6年5月8日から5月22日午後5時まで(必着)
- ・⑨：令和6年5月8日から5月31日午後5時まで(必着)

※①～⑧の書類を提出しなかった場合、⑨の書類は提出できないものとする。

(4) 提出方法

簡易書留等の配達記録される方式または電子メールによる提出とする(持参不可)。電子メールにて提出する場合には、送信後に電話で受信確認を行うこと。

(5) 提出先

〒336-0016

埼玉県さいたま市南区大谷場 1-8-42

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課

電話：048-881-1784

E-mail：shisetsu@urawa-keiba.or.jp

8 選定方法等

(1) 選定の概要

組合は「埼玉県浦和競馬組合売店使用者公募選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、応募者の応募資格や売店営業に関する提案について審査を行い、最優秀提案者（以下「内定者」という。）を選定する。組合は内定者と具体的な出店日時等の最終調整を行った上で、売店使用者を決定する。

(2) 選定方法

プロポーザル方式とする。選定委員会において全ての提案を総合的に評価の上、内定者の選定を行う。

(3) 選定の流れ

① 応募資格の確認

組合は全ての提出書類を対象として、応募者の資格要件について確認し、要件を欠く場合には速やかに通知する。

② 企画提案に係る審査

選定委員会では応募資格を満たした全ての応募者の企画提案書等を審査する。

③ ヒアリング審査

審査においては応募者に10分程度のヒアリング審査を実施する。日時等詳細については事前に連絡・調整する。

④ 内定者の選定

選定委員会では、企画提案書等及び個別面談の内容を審査し、出店場所の売店ごとに最も高く評価された応募者を内定者として選定する。ただし、一定の適格性を充たす応募者がいないときには、内定者を選定しないことがある。

⑤ 選定結果の通知

組合は選定委員会の開催後、すべての応募者に対して速やかに結果を通知するとともに、組合ホームページにて公表する。

(4) 評価項目

① 店舗運営の体制・形態等

② 浦和競馬の活性化策について

③ 商品・サービスについて

④ その他、特にアピールしたいこと

※詳細は別紙を参照すること。

9 質問及び回答

募集要項について質問がある場合は、質問書を令和6年5月15日午後5時までに電子メールにて送信すること。口頭による質問は受け付けない。（送信後、電話で受信確認を行うこと。）

質問に対する回答は参加申込書を提出した応募者全員に電子メールにて令和6年5月16日以降に送信する。

10 その他

(1) 次の場合には内定者を失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ② 正当な事由なく使用許可に関する協議に応じなかったとき
- ③ 「5 応募者の資格要件」に掲げる要件に適合しなくなったとき
- ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、組合が売店使用者としてふさわしくないと判断したとき。

(2) 本公募への応募に要する一切の費用は応募者の負担とする。

11 公募スケジュール

項目	日時・期間	備考
募集要項配布	令和6年5月8日	
参加申込書等提出	5月8日～5月22日午後5時	
質問書提出	5月8日～5月15日午後5時	
質問に対する回答	5月16日以降	
企画提案書等提出	5月8日～5月31日午後5時	
ヒアリング審査	6月12日～6月14日	日程は別途連絡
選定結果の通知	6月17日以降	
使用許可申請書類提出	令和6年6月27日午後5時	
出店準備	7月18日～	
営業開始	応相談	

12 参考情報

【令和5年度の開催日数及び1日平均入場者数】

開催形態	開催日数	1日平均入場者数
浦和本場開催	59日	2,362人
南関東場外	135日	923人
JRA 場外	86日	4,812人
計	280日	—